令和８年度から適用される税制改正

令和７年度税制改正により、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設、扶養親族等の所得要件の引き上げ等が行われます。

この改正の内、個人住民税に係る部分は令和７年分の所得に係る令和８年度課税分から、所得税に係る部分は令和７年分から適用となります。

1 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

2 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

3 扶養親族等の所得要件の引き上げ

4 「所得税」の基礎控除の引き上げ【個人住民税改正なし】

5 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充【令和７年限り】

□税制改正については各ホームページをご確認ください

●浜松市ホームページ
個人住民税について

●所得税については、国税庁ホームページ
●住宅ローン控除については、国土交通省ホームページ

問合せ先
浜松市中央区元目町１２０番地の１　元目分庁舎２階
浜松市市民税課　個人市民税グループ
℡（０５３）４５７－２１４５

2025年9月

１．給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得控除について、55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられます。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5,000 円以下	**65 万円**	55 万円
162 万 5,000 円超　180 万円以下		その収入金額×40%－10 万円
180 万円超　190 万円以下		その収入金額×30%＋8 万円

※給与の収入金額が 190 万円を超える場合の給与所得控除額の改正はありません。

※この改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障金額が 55 万円から 65 万円に引き上げられます。

２．大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

特定親族とは、納税義務者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける方及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の方をいいます。親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

納税義務者が特定親族を有する場合に特定親族特別控除が適用されます。

なお、親族の合計所得金額が 58 万円以下（給与収入 123 万円以下）の場合は、特定扶養控除の対象となります。

特定親族の合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額）	特定親族特別控除額	
	所得税	住民税
58 万円超　85 万円以下（123 万円超　150 万円以下）	63 万円	45 万円
85 万円超　90 万円以下（150 万円超　155 万円以下）	61 万円	
90 万円超　95 万円以下（155 万円超　160 万円以下）	51 万円	
95 万円超　100 万円以下（160 万円超　165 万円以下）	41 万円	
100 万円超　105 万円以下（165 万円超　170 万円以下）	31 万円	
105 万円超　110 万円以下（170 万円超　175 万円以下）	21 万円	
110 万円超　115 万円以下（175 万円超　180 万円以下）	11 万円	
115 万円超　120 万円以下（180 万円超　185 万円以下）	6 万円	
120 万円超　123 万円以下（185 万円超　188 万円以下）	3 万円	

※特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

※特定親族が他の方の控除対象扶養親族等となっている場合、特定親族特別控除は受けられません。

３．扶養親族等の所得要件の引き上げ

所得税の基礎控除の引き上げに伴い、扶養親族等の所得要件が引き上げられます。

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
扶養親族、同一生計配偶者の合計所得金額	**58 万円以下**	48 万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等	**58 万円以下**	48 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	**58 万円超 133 万円以下**	48 万円超 133 万円以下
勤労学生の合計所得金額	**85 万円以下**	75 万円以下
雑損控除の対象となる資産の所有者の総所得金額等	**58 万円以下**	48 万円以下

４．「所得税」の基礎控除の引き上げ【個人住民税改正なし】

以下とおり**所得税**の基礎控除額が改正されます。

<table>
<tr><th rowspan="3">合計所得金額
（収入が給与だけの場合の収入金額）</th><th colspan="2">基礎控除額</th></tr>
<tr><th colspan="2">改正後（注 1）</th><th rowspan="2">改正前</th></tr>
<tr><th>令和 7・8 年</th><th>令和 9 年以後</th></tr>
<tr><td>132 万円以下
（200 万 3,999 円以下）</td><td colspan="2">95 万円（注 2）</td><td rowspan="5">48 万円</td></tr>
<tr><td>132 万円超　336 万円以下
（200 万 3,999 円超　475 万 1,999 円以下）</td><td>88 万円（注 2）</td><td rowspan="4">58 万円</td></tr>
<tr><td>336 万円超　489 万円以下
（475 万 1,999 円超　665 万 5,556 円以下）</td><td>68 万円（注 2）</td></tr>
<tr><td>489 万円超　655 万円以下
（665 万 5,556 円超　850 万円以下）</td><td>63 万円（注 2）</td></tr>
<tr><td>655 万円超　2,350 万円以下
（850 万円超　2,545 万円以下）</td><td>58 万円</td></tr>
</table>

※　特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

※　合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

（注１）　改正後の所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 58 万円に、改正後の租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定による加算額を加算した額となります。（2 年間の時限措置）

（注２）　58 万円にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額となります。
なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

５．子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充【令和７年限り】

子育て世帯等における借入限度額について、令和６年と同様に令和７年に限り、上乗せ措置を講じます。

また、新築住宅の床面積要件についても、令和６年と同様に令和７年に限り合計所得金額 1,000 万円以下の方を対象に 40 ㎡以上に緩和されます。

新築・買取再販住宅		認定住宅	ZEH 水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅
借入限度額	子育て世帯等(注 1)	5,000 万円	4,500 万円	4,000 万円
	その他の世帯	4,500 万円	3,500 万円	3,000 万円

※所得税から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除します。

（注 1）　子育て世帯等とは、19 歳未満の扶養親族を有する方または自身が 40 歳未満であって配偶者を有する方もしくは自身が 40 歳以上であって 40 歳未満の配偶者を有する方です。

【参考】所得税と個人住民税の主な税制改正事項の比較

<table>
<tr><th>改正内容</th><th>個人住民税
令和 7 年分所得に係る
令和 8 年度課税分から適用</th><th>所得税
令和 7 年分所得から適用</th></tr>
<tr><td>給与所得控除の最低保障額の引き上げ</td><td colspan="2">＜最低保障額＞　　改正前　55 万円　➡　改正後　65 万円</td></tr>
<tr><td>大学生年代の子等に関する特別控除の創設</td><td colspan="2">19 歳以上 23 歳未満で、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下（注 1）の親族等を有する場合、特定親族特別控除を適用
※個人住民税と所得税で控除額が異なります</td></tr>
<tr><td>扶養親族等の所得要件の引き上げ</td><td colspan="2">改正前　48 万円以下　➡　改正後　58 万円以下（注 2）</td></tr>
<tr><td>所得税の基礎控除の引き上げ</td><td>改正なし（最高 43 万円）</td><td>改正前　最高 48 万円
改正後　最高 95 万円</td></tr>
<tr><td>課税されない給与収入の範囲
※給与収入のみ・扶養親族等がいない場合</td><td>改正前　96 万 5 千円以内
改正後　106 万 5 千円以内
詳細　改正前 ➡ 改正後
給与所得控除額　55 万円　+10 万円　65 万円
非課税となる所得　41 万 5 千円以内　変更なし　41 万 5 千円以内</td><td>改正前　103 万円以内
改正後　160 万円以内
詳細　改正前 ➡ 改正後
給与所得控除額　55 万円　+10 万円　65 万円
基礎控除　48 万円　+47 万円　95 万円</td></tr>
</table>

（注１）　給与収入のみの場合、収入 123 万円超 188 万円以下。

（注２）　給与収入のみの場合、収入 123 万円以下。